

福島県史料情報

第49号 平成29年(2017)10月



『二十四輩順拝図会 後篇巻之四』(山内英司氏寄贈書籍 141)より「義経腰かけ松」

奥州一大名所「義経腰掛松」の成立背景

上図右は、親鸞とその高弟ゆかりの地の案内記、文化六年(一八〇九)刊『二十四輩順拝図会 後篇巻之四』(山内英司氏寄贈書籍一四一)の挿絵で、石母田(現国見町)の「義経腰掛松」が描かれている。幼き源義経が奥州平泉に赴く際に腰掛けたと伝わるこの松は、枝が奇妙に屈曲して枝張り約三十mに及び、比類なき名松と評され、十七世紀後半に奥州街道の名所となった。前書の他にも天明九年(一七八九)刊『東国旅行談 巻之二』や文化十一年刊『金草鞋 六編』、文化十四年刊『北斎漫画 七編』といった典籍や、浮世絵・番付等の江戸の出版物に取り上げられ、江戸中後期に知名度がさらに高まった。しかし、文政四年(一八二一)怪火で松は焼失し、今は後継の松の傍ら、覆屋の内にその根幹が眠る。

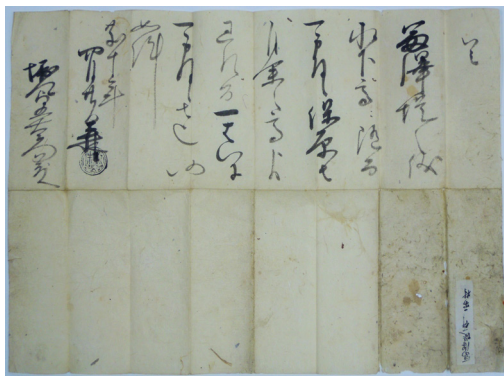
ところで、奥州一大名所成立の背景に、地元での広報にも注目したい。旅人の道中記には、国見神社や石母田村・藤田宿等で地元の人々が松の図を頒布する様子が散見される。天明元年刊『義経腰掛松之図』(福島県立図書館蔵)はその一例で、こうした摺り物が松の名を広めた。また、松の付近に今もある寛政十二年(一八〇〇)十月建立の石碑も松の名の伝播に貢献した。石碑は、桑折代官の岸本彌三郎源一成が松の伝承について撰文し、松の長寿を詠んだ和歌を添え、碑文を津軽藩右筆の星野六蔵尚賢とみられる随古堂素閑が揮毫した。当時の岸本は十一年務めた代官の離任を控えた身で、慣れ親しんだ地への愛着と、松の名を広めたい想いから撰文を引き受け、さらに絵師の根本常南に松を描かせ、摺り物にして配ったという。岸本の想いは実を結び、旅人は碑文を書き写し、松の姿を強く心に残した。

松の壮大さに江戸の出版物と地元の広報が相俟って、奥州一大名所となったのである。(小野孝太郎)

福島奉行平林正恒と

富沢堤の構築

慶長五年（一六〇〇）の開ヶ原合戦で敗北を喫した上杉景勝は、翌年に徳川家康によって会津一二〇万石から米沢三〇万石へと移封された。米沢藩では、藩財政の窮乏を脱するため、領内中小河川の流域で藩土の他に在地の人々へ家役を課し、井堰や堤の構築に当たらせた。信達地域で開削された主な堤や井堰は、富沢堤（伊達市）・砂子堰・箱崎堰・西根堰・井野目堰等が知られている。これらを利用して、領内の荒地開墾や新田開発を推し進め、耕地の安定化を図ったのである。さらに開発する者たちの意欲を掻き立てるために、秋下年季という開墾後に一定の無



慶長 10 年 4 月 20 日付平林正恒書下
(堀江正樹家文書 44)

税期間を設定した。信達地域では、概ね七年間であった。

慶長九年三月二十三日、福島奉行兼福島郡代の平林正恒は、三ヶ条からなる富沢堤に関する捷書を当時伊達郡東根郷全体を差配する堀江与五右衛門尉に対して示したのである。箱崎堰等の事例から類推すると、富沢堤の構築も東根郷全体の家役としてなされたものと理解される。

先の捷書による水引の順番は、下保原村、柱田村、富沢村、所沢村の順であること。次に、右の四ヶ村の他に新たに開作された所には全て用水を廻すようにすること。さらに、水盗人に対しては、現地の堤守五人を任命し、米沢藩で既に定められていた書付に則して過銭を徴収させることが命じられた。

さらに翌慶長十年四月二十日に平林は堀江に対し、富沢堤の水下の村々はその村高によって役を定め、保原村は他の村より石高が高いので二倍の役を申し付けるよう命じたのである。この指示が出された旧暦四月は、水田に水を引き込まなければならぬ大切な時期であった。

この折紙は、平林の苗字と正恒の二重円の黒印による組合せで、米沢藩でよく見られる文書様式である。なお、慶長十三年の米沢奉行就任以降、正恒は方形二重郭の黒印も用いるようになった。

(渡邊 智裕)

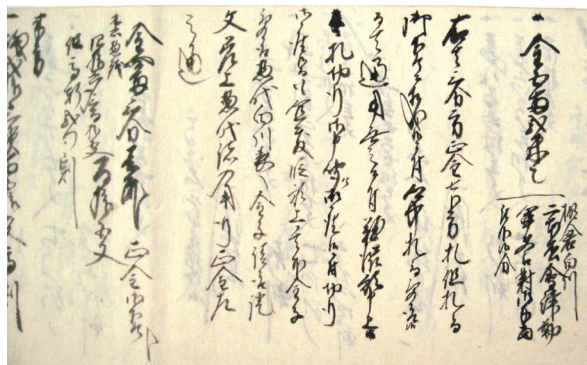
村人たちの戊辰戦争 4

戊辰戦争では、多くの軍勢が戦場を転戦した。そのため、村々は物資や弾薬を運ぶ軍夫や人足の提供を迫られた。

こうした役目は、平時であれば宿駅の人馬継立や助郷で対応できたが、戦争が始まると旧幕府軍と新政府軍の双方で人馬を取り合う事態が発生した。とくに、戦場となった白河周辺では人足が集まらず、部隊の進軍や撤退にも影響が及んだという。

そこで、新政府は慶応四年（一八六八）五月十一日に、賃金や褒美を与えるので人夫を差し出すようにと触れを発し、ついで六月十一日には新たに軍夫方を創設した。これにより、多くの人々が徴発されることとなったのである。

戦後、新政府は実際に賃金を支払わねばならなくなるのだが、財政難の状況下では容易なことではなかった。埤町に残された、明治二年（一八六九）三月二日付の「官軍様より軍夫江御手当金割合相渡帳」（湯岐区有文書三八二）によれば、新政府は当初、御手当金の金五兩二朱を、「三分方正金、七分方札」、つまり三割を現金で、七割を太政官札で支払おうとしたようだ。



官軍様より軍夫江御手当金割合相渡帳
(湯岐区有文書 382)

太政官札とは、先の触書の四日後の五月十五日から軍費捻出のために発行された不換紙幣である。この当時は新政府の信用がまだ乏しく、偽札も多く出回ったこともあり、額面通りの価値はなく、人々には不人気であった。湯岐村でも、太政官札は「受取候而者通用無之」として、「切行」してもかまわないと願い出たと記されている。

おそらくは、太政官札での支払い分を御手当金の総額から減額する代わりに、現金での支払いを増やしてほしいと交渉したのであろう。最終的には、請取にかかる諸経費を除いた金四兩三分一朱一一五文が、現金で村人たちへ分配されることとなった。

(山田 英明)

長谷部家に伝わる 石井可汲の書状

会津郡叶津村（現只見町）名主と叶津口留番人を務めた長谷部家は、近世・近代期に会津地方内外の人物と交流し、多数の書状を遺している。一例に、明治九年（一八七六）十月十四日に石井可汲が長谷部保三郎に宛てた「書状」（長谷部大作家文書二五四四）を紹介したい。

はじめに、石井可汲は文政三年（一八二〇）生まれの旧会津藩士で、元は生亀六蔵高軌という。漢詩・和歌を嗜み、栗田寛・南摩綱紀等に交わり、郷土史『東白川郡沿革私考』明治三十年）等を著し、当時は東京府市ヶ谷甲良町に住んだ。なお、長男の収（後に東白川郡長）が田山花袋の姉を妻としたため、可汲父子の姿は花袋の『足』等に描かれている。

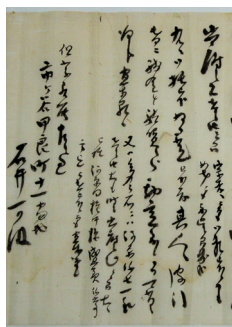
一方、長谷部保三郎は天保三年（一八三二）に生まれ、当時は第一大区十小区の正区長を務め、その後は福島県会議員等を歴任し、只見地方の行政を牽引した人物である。

可汲は旅を好み、書状を認めた時も、若松への墓参りのついで早戸温泉（現三島町）で湯治していた。療養中の石伏村（現只見町）の熊猟師から、知人の保三郎の近況と熊皮の話を聞き、かつて愛用した熊皮の心

地良さを思い出し、保三郎から熊皮を手に入れたいと筆を走らせたのである。「今世之内最一度熊皮二臥し度候」と述べ、予算二円で奥会津特産の熊皮の送付を懇望し、運送については、同特産のゼンマイ・麻等を扱う行商に託すか、人を通じて農商務省役人の河原田盛美宛に送るよう記している。河原田と親交があり、彼から入手する手筈なのだろう。

さらに、戊辰戦争時の傷が癒えない二男の恭介が内務省に勤めた件、恭介の看病のため東京に全戸寄留している件、石井可汲への改姓・改名の件等も記されており、石井家の様子も窺い知ることができる。また、可汲の書状は他に三通あり、その内には、西南戦争時の可汲の子息の従軍の動向と共に、無事に熊皮を得た御礼も書き綴られている。

さいごに、過去にも可汲は保三郎に世話になったようで、本書に「懐古之御話も致度」「旧来之御物語ニも可致」とある。三度の追而書きで書状が約一・三mに及ぶ点からも、可汲・保三郎の親交は浅からぬものであったとみられる。（小野孝太郎）

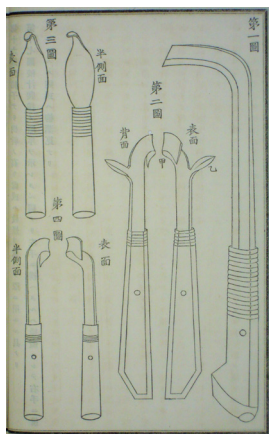


〔書状〕（長谷部大作家文書 2544）

『会津漆裁取概説』

江戸時代の会津では、漆樹から樹液（漆液）を、漆の実から蠟を採取していた。漆液の採取方法には、全てを絞り取るような殺搔法と持続可能な養生搔法がある。戦国期の蘆名氏の時代から漆樹の栽培が盛んであったことが知られ、領主が伊達・蒲生・上杉・加藤・松平等と替わっても、漆樹は商品作物として栽培・管理され、漆や蠟は藩の専売品や留物にも指定されていたのである。

江戸時代前期に佐瀬与次右衛門が著した農業技術書の『会津農書』によれば、真桑瓜の種は漆の葉が萌え出で、鳥が隠れるようになる旧暦三月中旬頃に蒔くと良いという。近年では、その植え付け時期が早くなったため、雀が隠れるくらいの頃が良いと佐瀬は説いている。このように会津の人々にとって漆樹は、農作業の指標となるほど生活に密着し、原風景を織りなす樹木でもあった。明治になると、漆樹栽培は殖産興



漆掻きの道具

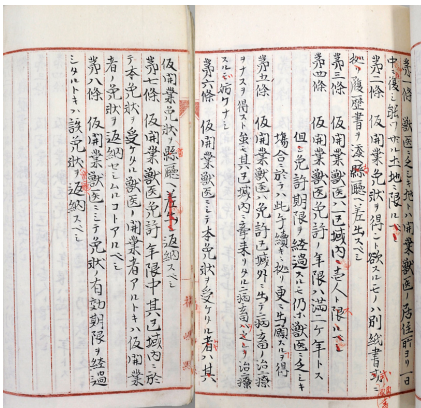
業に伴ってさらに盛んになり、明治六年（一八七三）に開催されたウィーン万国博覧会には、若松県からは漆器二十二品・漆木実二升・絵蠟燭五三〇挺が出品されたのである。

『会津漆裁取概説』は、明治十七年八月に若松愛林社々員の穴沢祐造によって著された十九頁からなる小冊子で、『森林法其他』（明治・大正期の福島県庁文書三一八）に綴られている。この明治十七年版の小冊子は、複写を除くと会津若松市立会津図書館に一冊所蔵されているのみで、稀覯本といえるであろう。

作成された経緯は、農商務省農務局から漆樹栽培についての諮問があり、その調査を委嘱された穴沢が実業上の経験を詳しく報告書に纏め上げた。刊行の目的は、殖産興業により漆樹の苗木や種実を購求する人々が増えたため、先の報告書を小冊子にした栽培手引書を非売品として印刷・配布することにあつたという。

冊子の内容は、漆樹の栽培方法・漆液搔取法・品質の等級の他に、漆掻きの様々な道具等がその用途の解説とともに具体的に十七の図版が示されている。上の図は、右側から順に、漆液採取のため傷付ける所の外皮を削除する搔鎌、樹皮へ横線を引いて傷付ける鉋、漆液を搔き取って搔壺へ入れる柳葉篋、留搔の際に外皮を削除する繰である。（渡邊智裕）

明治二十年「獣医仮開業 免状出願者心得」



「獣医仮開業免状出願者心得」
(明治 20 年)

『獣医』（明治・大正期の福島県庁文書三〇九六）に、獣医免許規則（明治十八年（一八八五）太政官布告第二八号）を受けて、福島県が明治二十年に策定した「獣医仮開業免状出願者心得」（県令甲第三八号）がある。

当時の日本では、農業の近代化に伴い牛馬耕が普及途上であり、それに伴い獣医の需要も高まっていたものと思われる。明治維新後、近代獣医学が導入され、明治七年に農事修学所が開校し、その後各地で獣医学校等が開校された。明治十八年の獣医免許規則と獣医開業試験規則公布後には、獣医学校等は大きく数を減らしながらも、そこで専門教育が行われた。獣医となるためには、こ

のような官公立の獣医学校や農学校で獣医学を修了するか、獣医術開業試験に合格する必要があった。福島県では、対策として、県内の十四ヶ所で講習所を開設している（『獣医講習所件』（明治・大正期の福島県庁文書三〇九四））。しかし、獣医師の絶対数が不足していたと推定され、獣医免許規則第五条「獣医ニ乏シキ地ニ於テハ府知事県令ノ具状ニヨリ農商務卿ハ獣医学術ノ試験ヲ經サル者ト雖モ其履歴ニヨリ仮開業免状を授与スルニアルベシ」では、獣医開業試験を経ない者についても、申請された履歴により仮開業免状が与えられることが規定された。それを受けて、策定されたものが「獣医仮開業免状出願者心得」である。

八条からなる心得の中には、特に行政としての仮開業獣医の区域に關しての考え方を反映している条文がある。具体的には、第一条で獣医が乏しい地域を開業医が一日で往復不可の地域と規定して、第三条で「仮開業獣医ハ一区域内耆人トス」、第七条で「仮開業獣医免許年限中其区域内ニ於テ本免状ヲ受ケタル獣医ノ開業者アルトキハ仮開業者ノ免状ヲ返納セシムルコトアルベシ」と定めている。獣医の不足を補うための施策とはいえ、区域割りで仮開業獣医の数を厳しく制限していたことは、大変興味深いことである。（藤谷 誠）

平成二十九年度行事予定

（平成二十九年十月～平成三十年三月）

一、展示公開

『奥会津の古文書』

―長谷部家文書の魅力―

福島県重要文化財に指定されている長谷部家文書をご紹介します。

【会期】開催中～十二月二十四日（日）

【解説会】十一月十八日（土）、十二月十六日（土）

【会場等】当館展示室。入館無料。

『新公開史料展』

『福島県歴史資料館収蔵資料目録』第四十八集に収録された「佐藤五兵衛家文書」をご紹介します。

【会期】一月二十日（土）～三月十八日（日）

【解説会】一月二十七日（土）、二月二十四日（土）、三月十七日（土）

【会場等】当館展示室。入館無料。

『歴史資料館移動展』

春季開催「檜枝岐村文書の世界」の一部を県内二カ所で展示します。

○県立博物館

【会期】開催中～十二月十日（日）

【会場等】福島県立博物館常設展示室。大学生以上は入館料が必要。

○県立図書館

【会期】平成二十九年一月五日（金）～二月十二日（月）（予定）

【会場等】福島県立図書館展示コーナー、無料。

二、地域史研究講習会

地域史研究の方法とあり方について学ぶ講習会です。中央学院大学法学部教授の白水智氏に「山に生きた人々―近世山村の知恵と技―」を御講演いただきます。また、「中世奥会津」「近世山村」について只見町教育委員会の渡部賢史氏・当館学芸員の小野孝太郎が報告します。

【開催日時】十一月十一日（土）午前十時～午後三時

【会場】とうほうみんなの文化センター（県文化センター）二階会議室

【申込・資料代】当館まで御申込ください。資料代三百円。

三、空調設備改修工事について

現在、工事が行われており、色々と御不便をおかけいたしますが、御理解下さいますよう、お願い申し上げます（詳細はHP等で御案内）。

福島県史料情報

第 49 号 平成 29 年 10 月 25 日

編集・発行

公益財団法人 福島県文化振興財団

福島県歴史資料館

〒960-8116 福島市春日町5-54

TEL 024-534-9193 FAX 024-534-9195

URL <http://www.history.fcp.or.jp>

E-mail history@fcp.or.jp